熱海市伊豆山
復興基本計画

令和４年６月

熱海市

目　次

第１章　計画の概要 1
１．計画策定の目的 1
２．計画策定の検討体制 2
３．計画の対象地域 3
４．計画の期間 4
５．計画の構成 4
第２章　被害状況 6
１．土石流災害の概要 6
２．被害の状況 6
３．避難および復旧状況 9
４．復興に向けた課題 21
第３章　計画の基本的な考え方 26
１．計画の基本理念 26
２．計画の目標と方針 28
第４章　復興に向けた取組 29
１．「安全・安心の確保」に向けた取組 33
２．「速やかな生活再建」に向けた取組 37
３．「創造的復興」に向けた取組 41
４．施策実施スケジュール 43
第５章　計画の推進に向けて 45
１．計画の推進体制 45
２．計画の進捗管理 46

第１章　計画の概要

熱海市伊豆山復興基本計画の策定に当たっての目的や検討体制、計画期間などの概要を示します。

1. 計画策定の目的

伊豆山地区は、相模灘に浮かぶ初島をはじめとする伊豆の島々を一望する風光明媚な場所にあります。古くは修験道の聖地でもあり、海岸に走るが如く湧き出る温泉「走り湯」や、枕草子にも登場し、数多の和歌にも詠まれた「子恋の森」、源頼朝の崇敬を受けた「伊豆山神社」など、歴史と文化を受け継いできました。また、海岸部にある「走湯神社」から「伊豆山神社」までは階段の参道 837 段で結ばれ、その延長線は伊豆の霊山「日金山」へと繋がり、地区全体が緑豊かな山々に連なる斜面地となっています。集落は、急な流れで海に注ぐ逢初川の沿川や神社の門前を中心に形成され、明治期の鉄道や自動車道路の開通によりその範囲を広げてきました。

令和 3 年 7 月 3 日に発生した大規模土砂災害（以下「伊豆山土石流災害」という。）では、大量の土砂が逢初川を下り、死者 27 名（直接死 26 名、関連死 1 名）・行方不明者 1 名という人的被害、142 世帯・136 棟の物的被害をもたらし、被災者の一日も早い生活再建が喫緊の課題となっています。

この計画は、被災者が一日も早く安全・安心な生活を取り戻し、地区の持続的な発展を着実かつ創造的に進めていくとともに、このような災害を二度と起こさないことを目的として策定するものです。また、この計画では、復興に向けた基本理念を基に、今後取り組むべき施策を体系的に整理して、具体的な取組とともに示し、実行していくこととします。

2. 計画策定の検討体制

この計画は、国や静岡県が事業主体となって進める事業と連携を図りつつ、学識経験者、被災者、伊豆山地区に所在する各種団体から推薦を受けた者等で構成する「熱海市伊豆山復興計画検討委員会」の意見を反映させ、また地域住民との「意見交換会」並びに被災者との個別面談による意見・提案をもとに検討し、策定します。

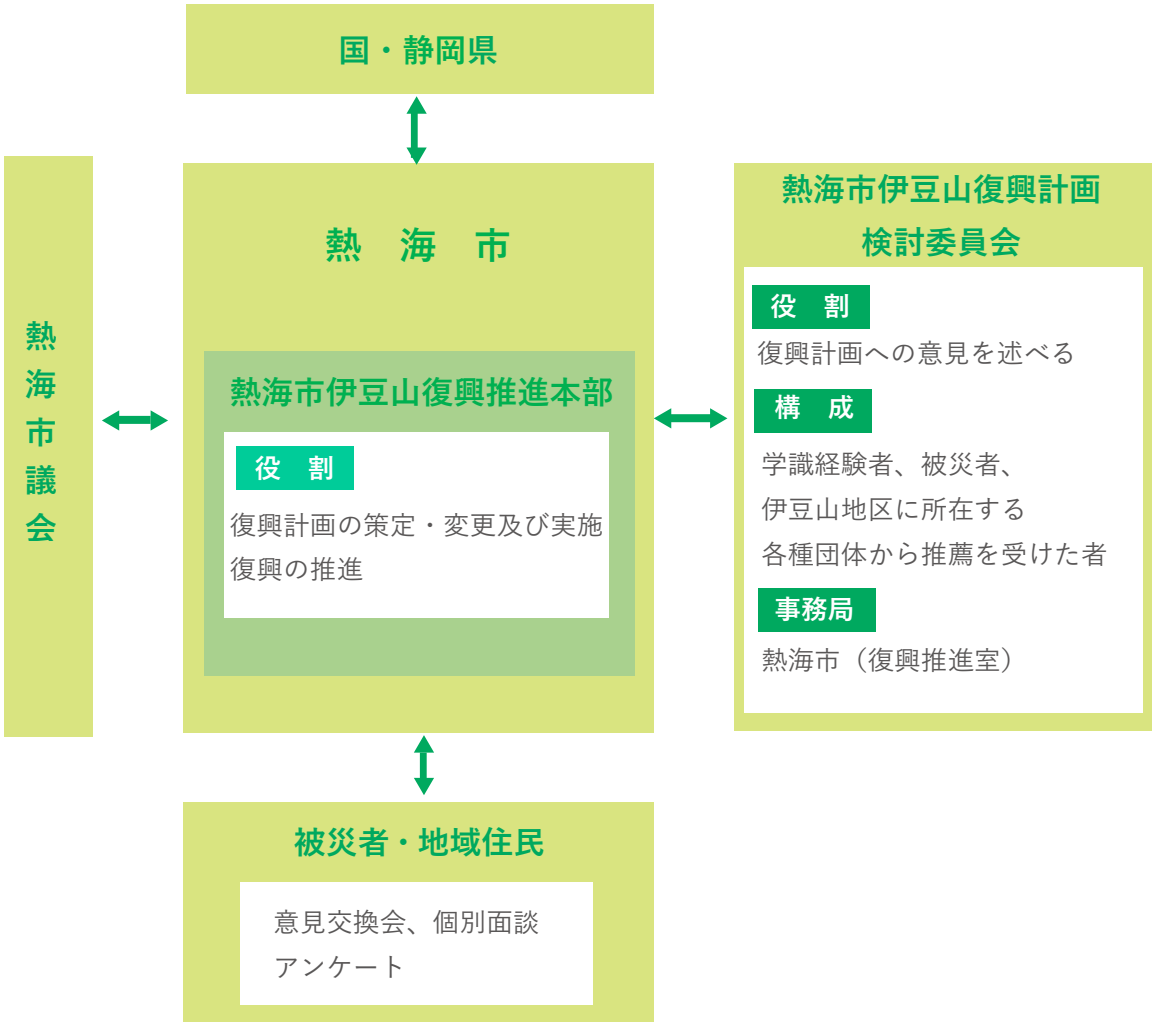

図　計画策定の検討体制

3. 計画の対象地域

この計画の対象地域は、伊豆山土石流災害を受けた熱海市伊豆山地区としますが、安全・安心なまちづくり、生活への支援、地区内の環境向上に資する創造的取組については、教育や地域コミュニティ活動を共に行う伊豆山小学校区および伊豆山地区連合町内会エリアも含めた地域とします。

また、このような災害を二度と繰り返さないためには、逢初川の流域を一体と捉えて事前防災を推進していく必要があることから、この計画で講じる施策は、逢初川流域での取組も対象とします。

計画対象地域である伊豆山地区は、東側は相模灘に面して伊豆山港を有し、西側は岩戸山の斜面緑地が広がる地区です。ホテルや商業施設等が立地する商業系用途地域と、国道 135 号と県道十国峠伊豆山線沿線を中心に、住居系用途地域とが並存しています。

伊豆山地区の令和 4 年 5 月末時点の人口・世帯数は、被災区域を含む伊豆山全域で人口 3,203 人、世帯数 2,096 世帯（住民基本台帳）となっています。高齢化率は 57.9％と高く、高齢化が進んでいる状況です。

4. 計画の期間

土石流による甚大な被害を踏まえると、一刻も早く復旧・復興する必要がありますが、被災者の方々の生活再建意向、伊豆山地区の基盤整備、静岡県が実施する逢初川河川改修との連携を見据えて復旧・復興を進める必要があります。

そのため、この計画では、短期（3 年）・中期（5 年）・長期（10 年）の 3 つの期間による時間軸をもって事業を推進して、復旧・復興を着実に進めるために各事業の進捗を管理することとします。

5. 計画の構成

伊豆山地区の復興に向けて、復興の理念や基本的な考え方、主要な施策を目標や方針ごとに示した「復興基本計画」と、伊豆山地区の将来の土地利用計画や基盤整備等の方向性を示した「復興まちづくり計画」の 2 つの計画を策定します。この計画は、これら 2 つの計画のうちの「復興基本計画」です。

「復興基本計画」は、復興の基本理念や目標、方針を政策分野ごとに示すものです。

一方、「復興まちづくり計画」は、被災地域の再建方針や土地利用の方針など、伊豆山地区に特化したまちづくりの方向性を示すものです。これら 2 つの計画に基づき、復興事業を確実に進めるための「復興事業計画」を立案し、着実に復興を推進していくこととします。

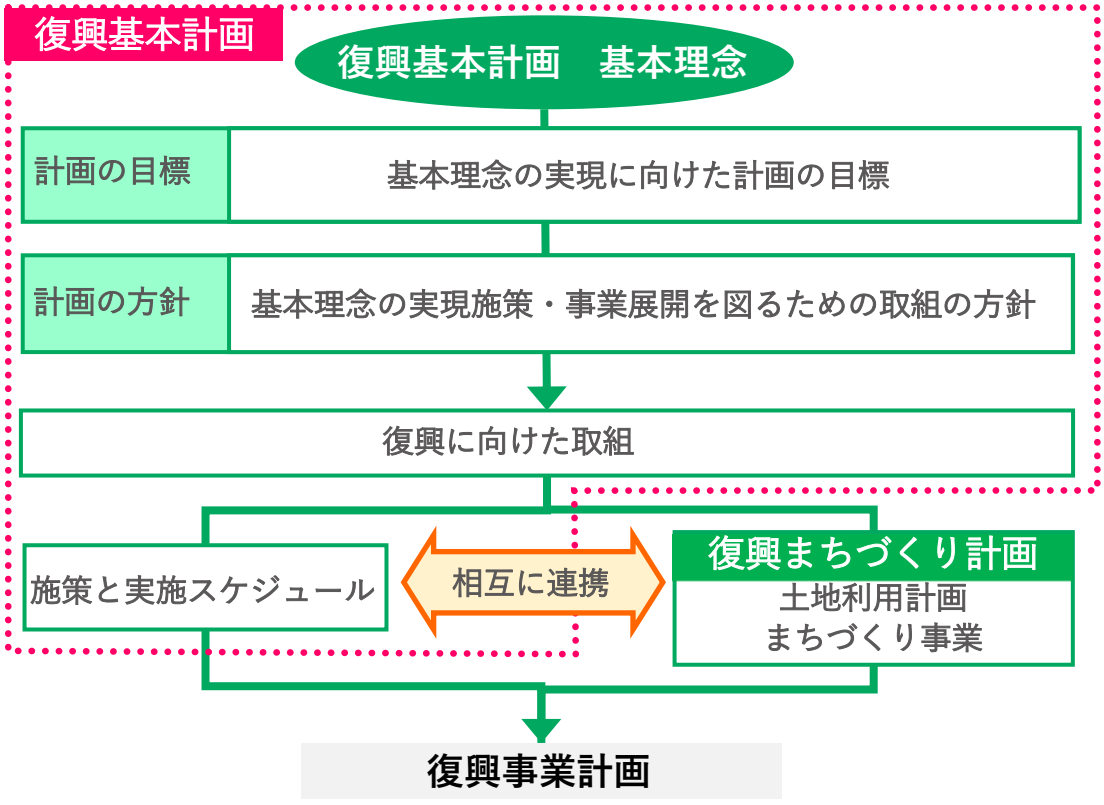

図　計画の構成

この計画は、伊豆山地区の「被害状況」を示した上で、復興に向けた基本理念や目標を示す「計画の基本的な考え方」、復興に向けた取組や期間を示す「復興に向けた取組」、計画の推進体制などを示す「計画の推進に向けて」で構成します。

第１章 計画の概要	**１．計画策定の目的 ２．計画策定の検討体制 ３．計画の対象地域 ４．計画の期間 ５．計画の構成**	熱海市伊豆山復興基本計画の策定に当たっての目的や検討体制、計画期間などの概要を示します。
第２章 被害状況	**１．土石流災害の概要 ２．被害の状況 ３．避難および復旧状況 ４．復興に向けた課題**	伊豆山土石流災害の被害状況等を整理します。
第３章 計画の 基本的な考え方	**１．計画の基本理念 ２．計画の目標と方針**	復興に向けた基本理念を明らかにするとともに、基本理念の実現に向けた取組の基本目標、基本方針を示します。
第４章 復興に向けた 取組	**１．「安全・安心の確保」に向けた取組 ２．「速やかな生活再建」に向けた取組 ３．「創造的復興」に向けた取組 ４．施策実施スケジュール**	基本方針に基づく取組について、分野別にスケジュールとしてとりまとめます。
第５章 計画の推進に 向けて	**１．計画の推進体制 ２．計画の進捗管理**	復興に向けた計画の推進体制などについて整理します。

図　復興基本計画の構成

第 2 章　被害状況

1. 土石流災害の概要

令和 3 年 7 月 3 日 10 時 30 分頃、梅雨前線による大雨に伴い、熱海市伊豆山地区において土石流が発生しました。この土石流は、逢初川源頭部（海岸から約 2km 上流、標高約 390m 地点）から逢初川に沿って流下し、下流部において甚大な被害が発生しました。この土石流により被災した範囲は、延長約 1km、最大幅約 120m にわたり、多くの人的・物的被害が発生しました。

また、熱海雨量観測所（静岡県設置　熱海市水口町）における降り始めからの総雨量は 400mm 以上となり、7 月 2 日に土砂災害警戒情報が発表されていました。

2. 被害の状況

人的被害としては、死者 27 名、行方不明者 1 名、負傷者 4 名となりました。

建物被害としては、全壊 53 棟、大規模半壊 6 棟、中規模半壊 1 棟、半壊 4 棟、準半壊 8 棟、一部損壊 26 棟となり、罹災証明も発行されました。

人的被害　（令和 4 年 5 月 31 日現在）

区　　分	人　数	備　　考
死　　者	27 人	死者、行方不明者の区分名は、消防庁災害報告取扱要領による区分 直接死 26 名、関連死 1 名、計 27 名
行方不明者	1 人	
負　傷　者	4 人	重傷者 1 人、軽傷者 3 人
そ　の　他	25 人	救出・避難誘導されたが怪我なしの方

建物被害　（令和 4 年 5 月 31 日現在）

被害程度	住家　（世帯）	非住家	計
全　　壊	53 棟　（76）	22 棟	75 棟
大 規 模 半 壊	6 棟　（5）	2 棟	8 棟
中 規 模 半 壊	1 棟　（1）	1 棟	2 棟
半　　壊	4 棟　（6）	1 棟	5 棟
準　半　壊	8 棟　（10）	1 棟	9 棟
準半壊に至らない（一 部 損 壊）	26 棟　（44）	11 棟	37 棟
合　　計	98 棟　（142）	38 棟	136 棟

※被害程度の区分は下記による。

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 13 年内閣府作成、令和 3 年最終改定）

・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの

・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準（令和 3 年内閣府）

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

令和 3 年 7 月 3 日の発災後、熱海市および静岡県において災害対策本部を即時に設置しました。また、自衛隊に災害派遣要請を、消防庁に緊急消防援助隊の出動要請を同日中に行い、初動の対応を行いました。また、7 月 3 日に災害救助法の適用、7 月 9 日に被災者生活再建支援法を適用し、法的行為を明確にしました。その上で、7 月 18 日に緊急安全確保区域の変更および生活再建等を優先する区域の設定、7 月 31 日に立入禁止区域の見直し、8 月 16 日に災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域の設定を行い、現在に至っています。

災害対策に係る災害対策本部の設置、法令適用等

日時	内容
7 月 3 日　10:30 頃	発災
10:35	熱海市災害対策本部を設置
12:00	静岡県災害対策本部を設置
12:00	自衛隊に派遣要請（市長から県知事に対し要請）
12:30	自衛隊に派遣要請（県知事から自衛隊に対し要請）
12:35	第 1 回熱海市災害対策本部会議 ※以降 9/3 までに計 49 回開催
13:30	消防庁に緊急消防援助隊を出動要請
15:30	災害救助法の適用を公示
7 月 9 日	被災者生活再建支援法の適用を公示
7 月 18 日　14:00	緊急安全確保区域の変更および捜索活動と生活再建等を優先する区域の設定
7 月 26 日　14:00	緊急消防援助隊撤収
7 月 31 日　12:00	自衛隊災害派遣部隊撤収
12:00	立入禁止区域の見直し
8 月 16 日　9:00	災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域の設定
9 月 22 日	熱海市災害対策本部を廃止 伊豆山復興推進本部を設置
9 月 24 日	静岡県災害対策本部を廃止

3. 避難および復旧状況

（1）避難所の開設状況

臨時開設を含む 11 か所の指定避難所および市内の宿泊施設等を避難所として開設し、延べ 22,608 人が避難しました。また、令和 3 年 7 月 11 日のピーク時には合計 582 人が避難しました。指定避難所等から避難者が移動した市内の各ホテルでは、最長 10 月 20 日までの避難生活を余儀なくされました。

避難所の開設状況（各避難所の避難者数）

※延べ人数：避難者 22,608 人（令和 3 年 7 月 2 日～令和 3 年 10 月 20 日）

※ピーク時：避難者 582 人（令和 3 年 7 月 11 日時点）

区分	避難所名	開設期間	避難者数（延べ人数）	備考
指定避難所	泉小中学校	7/2～7/7	77	
	伊豆山小学校	7/3～7/4	90	
	熱海中学校	7/3～7/4	100	
	第一小学校	7/3～7/7	45	
	第二小学校	7/3～7/4	6	
	多賀小学校	7/3～7/7	0	
	多賀中学校	7/3～7/5	0	
	上多賀会館	7/3～7/5	0	※臨時開設
	網代公民館	7/3～7/5	0	※臨時開設
	南熱海支所	7/2～7/4	16	※臨時開設
	中央公民館（総合福祉センター）	7/2～7/4	154	※臨時開設

区分	避難所名	開設期間	避難者数 （延べ人数）	備考
指定避難所以外	伊豆山浜会館	7/3～7/5	20	
	仲道公民館	7/3～7/5	30	
	Ａホテル	7/3～7/4	97	
	Ｂホテル	7/3～7/5	48	
	Ｃホテル	7/3～7/5	80	
	Ｄホテル	7/4～7/20 8/7～8/27	8,372	
	Ｅホテル	7/4～7/12	495	
	Ｆホテル	7/20～9/14	9,616	
	Ｇホテル	7/20～8/6	2,352	
	Ｈホテル	9/15～10/20	1,010	

（2）道路やライフラインの状況

道路やバス・鉄道といった交通インフラへの影響も生じ、県道十国峠伊豆山線は 7 月 3 日まで、国道 135 号は 7 月 29 日まで、市道伊豆山神社線は 10 月 11 日まで通行制限等がありました。熱海ビーチラインは、発災後通行止めとなっていましたが、7 月 8 日には緊急車両と地元住民に限り、7 月 14 日からは一般車両も対象に通行可能となりました。国道 135 号規制解除に伴い、7 月 30 日に通常営業を再開しています。

路線バスは、発災直後から運行が休止され、市内の運行路線は、7 月 14 日からルートを限定して順次運行を開始し、市外への運行路線は、7 月 15 日から運行再開されました。鉄道も発災直後から運転見合わせや運休となり、7 月 4 日から運行が再開されました。

道路状況

路線名	区間	規制状況	備考
県道十国峠伊豆山線	熱海市伊豆山～熱海市泉	7/3　10：45 ～ 全面通行止め（冠水） 7/3　19：00 規制解除	
国道 135 号	熱海市中央町(中央町交差点)～神奈川県境(門川交差点)	7/3　12：00 ～ 全面通行止め（土砂流出） 7/29　15：00 規制解除	当面の間、下記いずれかを観測した場合は通行止め ①降雨量： 60 分雨量 10mm 以上を 3 時間（20 ㎜以上は 1 時間）または連続雨量 100mm を観測した場合 ②地盤伸縮計： 移動量 2mm/h 以上
市道伊豆山神社線	般若院入口～仲道入口バス停	7/3　10：50 ～ 全面通行止め（土砂流出） 10/11　10：00 規制解除	当面の間、下記いずれかを観測した場合は通行止め ①降雨量： 60 分雨量 10mm 以上を 3 時間（20 ㎜以上は 1 時間）または連続雨量 100mm を観測した場合 ②地盤伸縮計： 移動量 2mm/h 以上

路線名	区間	規制状況	備考
熱海ビーチライン	全線	7/3～　通行止め 7/8　9：00～7/14　12：00 緊急車両と地元住民に限り通行可能 7/14 12:00～7/29　24：00 国道 135 号の通行規制が解除されるまでの間、一般車両も対象に無料開放 7/30　00：00～ 国道 135 号の規制解除に伴い、通常営業再開	

交通状況

種別	路線	区間	規制状況
東海バス	伊豆山・湯河原駅線	全区間	7/3～　運休 7/15～ 「伊豆山～湯河原駅」は運行再開。「熱海駅～伊豆山」は運休 7/30～ 「熱海駅～湯河原駅」は再開。「熱海駅～伊豆山」折り返し便は運休 11/22～ 運行本数を見直し、運行再開
	七尾原循環	全区間	7/3～　運休 7/14 午後～　熱海ビーチライン経由で運行再開 7/20～ 「折越」バス停を臨時「伊豆山小学校（折越）」バス停として乗車・降車の取り扱い開始。本来の「伊豆山小学校」バス停は経由せず。臨時伊豆山小学校から春日町の間は両バス停を除き乗車・降車不可。桃山～伊豆山小学校間は運休 10/17～　国道 135 号を迂回して、臨時ダイヤで運行 11/22～　運行間隔を見直し、運行再開
	紅葉ヶ丘～郵便局・熱海駅～伊豆山循環	熱海駅～逢初橋・小学校入口・伊豆山神社前～熱海駅	7/3～　運休 7/19～ 紅葉ヶ丘～熱海郵便局～熱海駅間のみ運行 10/17～　臨時ダイヤで運行 11/22～　運行本数を見直し、運行再開
	熱海駅～伊豆山循環～紅葉ヶ丘・ひばりヶ丘線	熱海駅～逢初橋・小学校入口・伊豆山神社前～熱海駅	7/3～　運休 7/19～ 熱海駅～咲見町～紅葉ヶ丘/ひばりヶ丘間のみ運行 10/17～　臨時ダイヤで運行 11/22～　運行本数を見直し、運行再開
伊豆箱根バス	熱海箱根線	全区間	7/3～　運休 7/15 13：00～　通常ルートにて運行再開
鉄　道	JR 東海道新幹線		7/3～　一部で遅れ 7/4　13：00 現在　平常どおり運行
	JR 東海道本線	小田原～熱海 熱海～三島	7/3～　運転見合わせ 7/4　18：00 現在　平常どおり運行
	JR 伊東線	全域	運転見合わせ（線路支障） 7/4　9：00 現在　運転再開

電気、上下水道、ガスといったライフラインも、発災直後から供給停止となりましたが、電気は 7 月 3 日夕方から復旧作業開始し、7 月 7 日までに被災家屋以外は復旧しました。上水道は現在でも一部断水、下水道も現在でも一部通水不可、ガスは 7 月 14 日に家屋の流出等により居住が困難な地域を除き供給可能となった復旧状況が続いています。

ライフラインの状況

管　轄	地区および状況	日　時	戸数・件数	備　　考
東京電力	熱海市（伊豆山、泉元宮上分、泉、桃山町）で停電	7/3 10：26～	2,830	7/3　復旧
	伊豆山地区の被災地域の一部で供給不可	7/6 9：00～	―	7/7　9：00 時点　被災家屋以外は復旧済み
熱海市 公営企業部 水道温泉課	伊豆山地区の一部で断水	7/3 10：30～	1,074	7/4～　応急給水として、簡易水槽を設置（計 6 か所）、給水車 4 台によるピストン搬送 7/10　すべての簡易水槽は撤去、給水パックでの供給に切替え 7/16 までに通水した件数 804 件、復旧不能件数 198 件、その他 72 件 8/17　12：00 時点、復旧不能件数 100 件（その他の家屋は復旧済み）
熱海市 公営企業部 下水道課	伊豆山地区の被災地域の一部で通水不可	7/5 9：00～	61	9/1 時点　応急復旧戸数 28 戸、通水不可戸数 33 戸、被害状況詳細調査中
熱海ガス	伊豆山の一部、海光町の一部で供給停止	7/4 17：00～	392	
	伊豆山の一部で供給停止	7/6 16：00～	253	7/14　16：00　家屋の流出等により居住が困難な地域（147 戸）を除き供給可能（432 戸）

（３）防災関係機関等の派遣・活動状況

発災直後から、自衛隊や消防、海上保安庁、警察等の関係機関の協力を得て、延べ約 61,680 人が行方不明者の捜索や救出・救助活動を行いました。また、内閣府や法務省、国土交通省、静岡地方気象台等の関係機関により、発災現場の情報収集・発信、被災地域周辺の調査等のための人員派遣・活動が行われました。

支援状況

関係機関	活動隊	活動期間・人員	活動内容
自衛隊	陸上自衛隊	令和３年７月３日から 29 日（27 日） 延べ約 8,700 人	行方不明者の捜索、救出・救助活動 災害救助犬による捜索 道路上の堆積土砂の撤去 ヘリコプターやドローンでの情報収集
	航空自衛隊	令和３年７月４日から 15 日（12 日） 延べ約 600 人	
消防	熱海市消防本部	令和３年７月３日から８月３日（32 日） 延べ約 2,800 人	行方不明者の捜索、救出・救助活動 消防長の補佐、部隊の活動管理
	熱海市消防団	令和３年７月３日から８月３日（32 日） 延べ約 5,800 人	
	静岡県大隊	令和３年７月３日から８月３日（32 日） 延べ約 4,500 人	
	緊急消防援助隊（県外応援部隊）	令和３年７月４日から 26 日（23 日） 延べ約 7,800 人	
海上保安庁	海上保安部	令和３年７月３日から８月３日（32 日） 延べ約 80 人	海上の捜索、救出・救助活動
警察	静岡県機動隊 管区機動隊 方面機動隊	令和３年７月３日から現在も捜索を継続中 延べ約 27,000 人（令和３年 10 月末）	行方不明者の捜索、救出・救助活動、遺体検案、被災地の交通規制 被災地域での監視および防犯パトロール
	広域緊急救助隊（県外応援部隊）	令和３年７月４日から 29 日（26 日） 延べ約 4,400 人	行方不明者の捜索、救出・救助活動

関係機関	活動期間・人員	活動内容
内閣府調査チーム	令和３年７月６日から 29 日（24 日）	ISUT（災害時情報集約支援チーム）による関係機関の情報集約、支援
法務省特別機動警備隊（SeRT）	令和３年 7 月３日から 31 日（29 日） 令和３年８月１日から３日（3 日） 延べ 328 名	立入禁止区域の警備 住民に対するきめ細やかな対応
総務省東海総合通信局	令和３年７月 6 日から 18 日（13 日）	情報通信（携帯基地局等）、放送確保に係る情報収集
国土交通省中部地方整備局	令和３年７月 3 日から	TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による照明車稼働、通信車稼働、逢初川本川および周辺調査、道路調査
静岡地方気象台	令和３年７月３日から８月 31 日（60 日） 延べ約 125 人	気象解説、アメダス臨時観測点「熱海伊豆山」を設置し、情報収集・分析
静岡県建設業協会	令和３年７月８日から	土砂・がれきの撤去、泥状土砂の固化処理、堆積土調査
環境省	令和 3 年７月６日から不定期に職員を派遣	災害廃棄物処理に関する助言
静岡県産業廃棄物協会	令和３年７月８日から	災害廃棄物の仮置場の運営、処分

（４）国土交通省・静岡県の対応状況

発災後の国および静岡県の対応として、発災翌日の７月４日には土砂災害の専門家による現地調査が行われ、技術的助言を受けました。3 日後の７月７日には専門家による助言を受けて静岡県が雨量計や斜面変動状況を計測するための伸縮計を設置しました。さらに、斜面の監視観測結果等とエリアメールやサイレン、回転灯を組み合わせた監視警戒体制を構築しました。

国および県による伊豆山土石流災害への対応状況

（令和３年７月 12 日　17:00 現在）

日時	内容
７月４日～	**土砂災害専門家が現地調査。斜面監視装置の設置や、捜索作業中止判断基準の提案等、技術的助言を実施**
７月５日～	**TEC-FORCE による監視カメラ４基を設置完了。静岡県や熱海市等の関係機関とカメラ画像を共有**
７月７日	**土砂災害専門家の助言を受け、静岡県が雨量計や崩壊地上部に斜面の変動状況を計測するための伸縮計を設置**
７月７日	**静岡県が「逢初川土石流災害対策検討委員会」を立ち上げ。県からの要請により、国土技術政策総合研究所土砂災害研究部砂防研究室長と中部地方整備局総合土砂管理官が委員会に参画**
７月９日	**斜面の監視観測結果等とエリアメール（市内全域）やサイレン、回転灯を組み合わせた監視警戒体制を構築**

【監視警戒体制】

降雨量が基準値を超えた場合、監視カメラで土石流の発生の恐れがある場合、および地盤伸縮計で基準値以上の変状の進行が確認された場合には、エリアメールやサイレン、回転灯で危険性を周知しています。

出典）国土交通省砂防部ホームページ

（５）国直轄施工による緊急的な砂防工事の概要

国の直轄施工により、令和３年 12 月２日に仮設ブロック堰堤の設置が完了、同年 12 月 23 日に既設砂防堰堤の除石が完了し、令和４年２月 16 日にネットロール土のう設置が完了しています。

今後は、令和４年度中をめどに砂防堰堤が新設されます。

（６）静岡県による河川改修計画の概要

静岡県が管理する逢初川では、今回の災害を受け、令和４年４月に逢初川水系河川整備基本方針を策定・公表しています。

基本理念は、逢初川が住宅地と距離が近く、生活空間に寄り添っている点や由緒ある伊豆山神社や走り湯、逢初橋などの観光資源に恵まれ、温泉等も多いことを踏まえ、「住宅地、観光地を貫流する逢初川流域では、流域の土地利用状況に注視しつつ、洪水や土石流等の災害による被害の防止または軽減を図る。また、伊豆山地区の歴史・文化や温泉等を資源とした観光地を流れる河川であることから、伊豆山地区のまちづくりと調和した、安全・安心な地域を支える川づくりを目指す。」とされています。

基本方針は、「洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全」、「河川の維持管理」、「地域との連携と地域発展」に関する事項が定められており、年超過確立 1/30 規模の降雨による洪水を安全に流下させることのできる治水施設の整備を目指すこととなっています。

また、逢初川復旧に向けた基本的な考え方を以下のとおり整理し、河川計画が示されています。

①現在の河川の位置を基本とし、なるべく緩やかなカーブにします。

②今後の大雨にも耐えられるよう、川幅が狭い箇所を広くします。

③開水路（上が開いている川）を基本とします。

（ＪＲをくぐる区間の前後は道路下に埋めます）

④河川の勾配を全体的に少し緩やかにします。

⑤河岸や川底は、速い流れに耐えられるコンクリート構造とし、川底に石を張るなど、できるだけ景観等に配慮します。

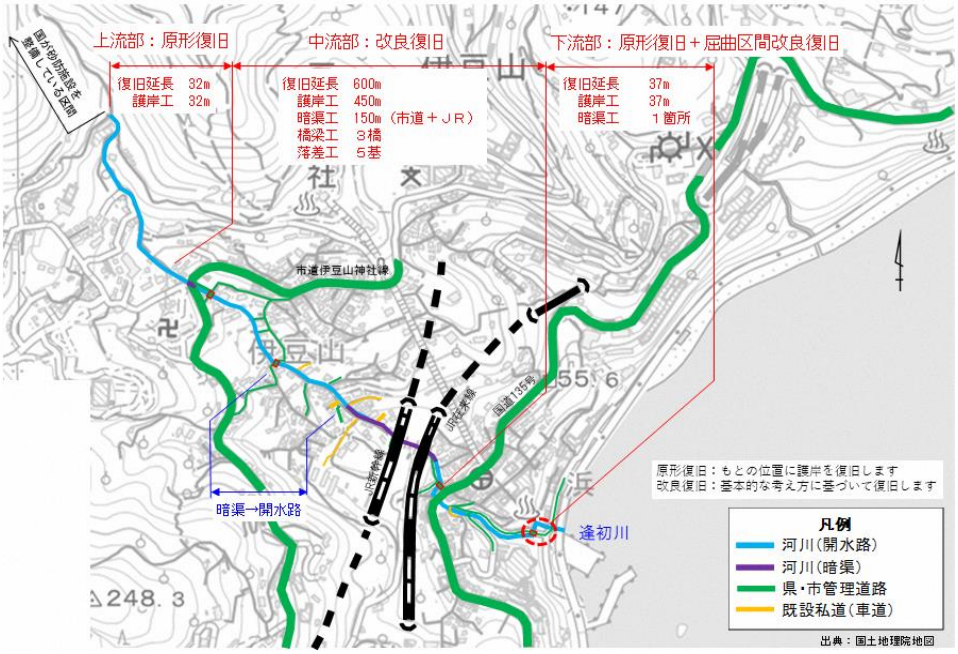

出典）逢初川河川計画と市道計画に関する説明会（静岡県、令和４年３月）

4. 復興に向けた課題

計画策定に向けての課題を以下の 3 つの観点から整理します。

・地区の安全性に関する課題 ・被災者や発災後の対応に関する課題 ・地域社会の持続性に関する課題

（1）地区の安全性に関する課題

発災直後から、土石流対策として、国土交通省と静岡県により逢初川源頭部の監視警戒態勢が講じられ、緊急的な砂防工事が行われてきたものの、地域の方からは「降雨の際に不安を感じる」との声も聞かれています。そのため、国・静岡県による地区の安全確保のための取組に加え、市には、より安全な住まいの確保や、安心して暮らし続けられる生活インフラの確保など、安全性を向上させるための取組が求められています。

現在、被災区域は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域の指定を受けたままとなっています。まずはその危険性を取り除くための対策が必要であり、すでに国による既設砂防堰堤の除石や、静岡県及び熱海市による源頭部周辺の応急排水対策工事が完了しています。加えて、国による砂防堰堤設置工事が進められるとともに、静岡県による逢初川の改良工事が計画されており、その推進が期待されます。これらが進められることにより、警戒区域の指定解除につながるものと展望され、この段階から復興まちづくりの具体的な行動が可能となります。ただ、再び同じような災害を繰り返さないとの考え方から、引き続き以下のような考え方、取組が必要です。

逢初川の流域は、流域上部の一部周辺斜面が砂防指定地として指定されているとともに、地域森林計画対象民有林の一部は保安林（土砂流出防備保安林）に、山間部は鳥獣保護区に指定されています。河川流域の安全確保のため、流域治水の考え方に基づく対応が全国的に進められており、本地区においても今回の災害を受け、流域を捉えた治水安全性の確保が求められています。逢初川流域においても、流域治水の考え方に基づく砂防の観点を含む総合的な対策のあり方を早急に見通す必要があります。そして、そのあり方に基づく様々な対策を進めることで、一層安全が確保された地区としていくことが重要です。

また地区内の災害防止のため、生活道路整備や避難所・避難路の整備が必要とされます。またその他災害など予測できない事態に備え、備蓄物資を用いて、住民の生命を維持していくための予防対策を併せて講じていく必要があります。

地域の声
・復興は復興で大切だが、まだ危険が残っている。まず、危険を排除してからの復興でなければ、せっかくいいものを作ったとしてもまた被害が出てしまう。 ・これからも伊豆山で住み続けるための安全性や土地の特性を踏まえた生活再建するための条件を検討してほしい。 ・伊豆山地区に戻る前提として、砂防ダムが完成しないと不安という気持ちがある。早く完成することで一定の安心感はあるのでは。 ・令和 4 年度末で本堰堤が完成するという話があった。その際、100％とは言い切れないと思うが、残っている盛り土や土砂が「もう流れません、安全です」という安全宣言が可能か気になっている。 ・発災当初はライフラインが止まっていた。ライフライン、移動の確保、受診（薬、訪問診療）、コロナに対する不安があった。 ・伊豆山地区に隣接する地区も安全・安心を感じられる計画を作るべき。
被災者への個別聞き取りによる声
・砂防ダムが完成しても土石流を考えると怖く感じてしまう。現地に戻る気にはなれない。 ・残土がある限り怖い。 ・主な原因が土砂の災害なのに、川の計画ばかり進んで違和感を感じる。 ・高齢者が多いので、人道橋を検討しないと地域が分断されてコミュニティが廃れる。 ・責任追及は大事だが、それはそれで行ってくれればいい。復興に力を入れてほしい。

（2）被災者や発災後の対応に関する課題

発災後は、自衛隊や消防・警察などの防災関係機関の派遣や活動に支えられつつ、市としても関係機関の人員受け入れや避難生活の支援などに対応しましたが、土石流の二次災害を警戒しながらの捜索活動や、避難行動の際の混乱、コロナ禍での避難所生活などの課題も顕在化しました。また、発災直後は、避難所の開設情報や避難情報の共有など、スムーズな災害情報の発信・共有において課題が残りました。

これらの課題を精査し、地域防災計画の必要な見直しを行うとともに、これに基づく防災体制整備を進めることが課題となります。

被災者の伊豆山地区への帰還を含めた生活再建に関しては、課題は山積しています。現時点での課題を以下に列挙し、この課題に対応していくことをこの計画の基本的な方向性とします。

・安全を確保した上で基盤施設整備などが開始できる時期の見通しを確立。これを含めた復興のスケジュールの明示。
・急峻な地形、また計画される河川改修に対応した基盤整備事業の課題の明確化（道路勾配の制約など）。
・応急仮設住宅等が予定期限を過ぎる場合の手当ての実施。
・帰還希望、退出希望それぞれに応じた行政による支援の可能性、内容の検討。
・災害対策基本法第 63 条による警戒区域への臨時的立入りの見直し。

地域の声
・半年経ち、２年間はみなし仮設に居られるが、私の家はどうなるのだろうとか、そこに帰れるのだろうかとか、そういうことが分からないと先を考えるのが難しい。 ・伊豆山に再建したいという気持ちはあるが、年齢や資金的な面から難しいと感じ、諦めている人もいると聞いている。 ・自然災害であり、安全が完全に担保されるのは難しいと思う。何とかそういうイメージを払拭できるようにしてほしいが、まずは被害に遭われた方のケアが最優先だと思っている。 ・住まいが移ったことにより、生活環境の変化や人間関係にストレスを感じているという声がある。戸建て住宅に住んでいた人が団地等の集合住宅に住み始め、周囲の生活音や人間関係がストレスとなっているという話も聞く。
被災者への個別聞き取りによる声
・災害当日、広報やサイレンなどが聞こえず情報が全くなかった。被災当時、避難放送が聞こえにくかった。 ・全体説明会よりも個別説明の方がよい。個別面談なら帰宅したい人とそうでない人の意見が分かる。 ・タイムスケジュールを示さなければ人生設計が決まらない。市の方針を早く言ってもらった方が動きやすい。復興にはスピード感が重要。 ・仮設住宅の２年間が終了した後をどうすればよいか。仮設住宅の２年後の延長が

あるのか気にしている。
・戻りたい場合に市で何かしてもらえることはあるのか。
・伊豆山付近に公営住宅ができるのならそこに住みたい。公営住宅に住んだ場合、家賃が高くならないか心配。
・自宅を解体売却し公共用地として利用してほしい。思い出の土地なので更地で残しておきたい。県や市で土地を利用したいのであれば相談に乗る。
・公費解体の申請前に中の荷物を出すのは無理。浄化槽なども一緒に撤去してほしい。
・補助は一次産業は対象外と言われた。

（3）地域社会の持続性に関する課題

日常の生活を取り戻すためにも、伊豆山地区を被災前の姿に復旧し、地域社会をとりまく環境を再整備することが求められています。

発災後、避難生活を余儀なくされた地域住民や警戒区域内に住宅を持つ住民は、地域のコミュニティが分断され、復旧後の生活に不安を抱いています。すべての被災者が伊豆山に帰還できるまでには一定の期間を要すると考えられることから、その間にもコミュニティの再構築を図るための取組や、また、災害を乗り越え、新しい伊豆山地区を作っていくことを応援してくれる応援団の募集など、ソフト事業を展開していくことも必要です。

地域社会の持続性については、被災した土地・建物を元に戻すだけでなく、地域コミュニティを維持すること、さらに、地区の歴史や文化を踏まえた復興をすること、将来にわたり持続可能な地域社会を形成していくことが求められています。地区を被災前の姿に戻す取組だけでなく、地区の特性と時代の潮流を踏まえ、伊豆山でしか感じられない独自の景観形成など、創造的な復興を進めていくことも意義深いものと考えられます。

地域の声
・伊豆山に人がいっぱい来るのは良いことだと思う。災害があったからどうこうという意見も分かる。伊豆山だけのことではないし、忘れられても困る。 ・独居高齢者には、地域コミュニティが大切。新たな環境に馴染めない心配もあるので、復興にシフトしたときに、地区に（高齢者向け）集合住宅や公営住宅の選択肢があってもよいのでは。 ・伊豆山神社の周りを活性化させながら熱海駅まで繋がるルートも含めて、場所も難しいと思うが、店舗開発などで盛り上げてほしい。 ・温泉の復旧がまだできていない。運び湯で対応している。コストで大半を持っていかれ、スタッフが一生懸命頑張っている中でも利益が出ず、エネルギーコストのダメージが大きいのは否めない。そこの改善に向けてもスピード感を持ってやっていただけるとありがたい。 ・若年層や子育て世代がどのように考えているか話を聞いてみたいし、伊豆山地区に戻ってくるためにはどうしたらいいのか意見をうまく反映してほしい。 ・伊豆山地区の素晴らしい景観にはやく戻って住めるようにしてほしい。景観をさらによくする取組も大事だと思う。
被災者への個別聞き取りによる声
・慰霊のモニュメントは遺族に聞いて進める必要があるが、生活再建が優先なので提案は早計。 ・慰霊の場所が国道や神社線付近に必要ではないか。 ・今の伊豆山には魅力がない。買い物や交通が不便。商業施設などを誘致しないかぎり魅力がない。 ・子育てしやすい街にしてほしい。子どもの遊び場を検討してほしい。

第3章　計画の基本的な考え方

復興に向けた基本理念を明らかにするとともに、基本理念の実現に向けた取組の基本目標を示します。

1. 計画の基本理念

伊豆山地区は、区域のほとんどが急峻な山と川・谷で構成されており、多くの急傾斜地や土石流の警戒区域が存在していますが、関東大震災による津波や軽便鉄道の大規模な被災など災害とは無関係でないながらも、比較的災害に強い地区と言われてきました。しかしながら、今後ますますの深刻化が危惧されている大雨など気象に起因する災害や、人為的な自然の改変が作用する災害など、これまでの考えや行動では回避できない危険が身近に迫っていることは否めません。

また、伊豆山神社の例大祭や伊豆山小学校において町内会対抗で行われる地区体育祭など、伝統ある地域の行事を大切にし、ご近所付き合いや町内会活動などを核とした、小規模ながらも良好なコミュニティを維持してきましたが、人口減少や少子高齢化といった全国に共通する問題の影響は著しく、これに伴う小売店の撤退や幼稚園の休園などにより、地域の活力の低下が顕著になっています。

伊豆山地区の復興は、まずは元の姿を、従前の暮らしを取り戻すことが喫緊の課題と考えます。そのために、市が先頭に立ち、被災者をはじめとする地域住民、関係団体と一丸となって伊豆山での生活や安心できるコミュニティを取り戻していくことが重要です。加えて、地域に潜在するいくつかの問題点についても、復興に合わせ対策を講じることで、より安全・安心で豊かな暮らしの場を、次の世代につないでいけると考えます。

伊豆山神社や般若院、逢初地蔵堂、走り湯、子恋の森、緑映える山々と海に霞む島々を望む景観など、地区の人々が守り伝えてきた魅力は誇りでもあります。ここに暮らす人の命を守り、これら魅力や誇りを守り伝えていくためにも、二度と同じ災害を繰り返すことがないよう安全・安心をすべての基本とします。その上で、住んで良し、訪ねて良しのまちとするために、復興計画の基本理念として、「**地域が取り戻す　後世につなぐ安全・安心と魅力と絆～住むマチ　集うマチ　安全・安心の伊豆山～**」を掲げます。

被災前の暮らしを
早期に取り戻し、かつ、
潜在的な問題点を復興に合わせ
対策を講じることで、
より安全・安心な暮らしの場を
次の世代につないでいく

伊豆山神社や般若院、逢初地蔵堂、
走り湯、子恋の杜、緑映える山々と
海に霞む島々を望む景観など地区の
人々が守り伝えてきた魅力や誇りを
つないでいく

地域が取り戻す　後世につなぐ安全・安心と魅力と絆
～住むマチ 集うマチ　安全・安心の伊豆山～

伊豆山神社の例大祭や
町内会対抗で行われる地区体育祭など
伝統ある地域の行事を大切にし、
ご近所付き合いや町内会活動を
核とした良質なコミュニティを
維持し、豊かな暮らしを
つないでいく

2. 計画の目標と方針

復興まちづくりに資する施策・事業では、第２章「４．復興に向けた課題」に整理された課題と前項に掲げた基本理念に基づき、①安全・安心の確保、②速やかな生活再建、③創造的復興の３本柱に沿った施策・事業展開を図ることとします。

第１のテーマ（安全・安心の確保）は、今回の災害を二度と繰り返さず、これまで以上に安全で、将来にわたり安心して住み続けられる施設整備や取組を進めるものです。

第２のテーマ（速やかな生活再建）は、国や静岡県の支援を受けつつ、市が主体となって、時間を明確にしながら被災者に寄り添って取り組む、生活再建を進めるものです。

第３のテーマ（創造的復興）は、地域特性といえる伊豆山信仰を中心とした固有の歴史と文化を磨き上げ、持続可能な地域社会を形成するために、被災者のみならず地域住民、さらにはより広域を巻き込んだ事業を展開するものです。

表　施策体系

基本目標	基本方針
安全・安心の確保	安全なまちづくり
	安心なまちづくり
速やかな生活再建	住まいへの支援
	生活への支援
創造的復興	地区内の環境向上に資する創造的取組
	地区外から人を呼び込む創造的取組

第4章　復興に向けた取組

３つの基本目標の実現に向けて、計画の基本方針に沿って取り組んでいきます。

１．「安全・安心の確保」に向けた取組の方向性

災害から住民の生命や大切な財産を守り、二度と同じ被害を繰り返さない安全なまちづくりを進めることが必要です。

そのためには、逢初川流域における安全性向上のため、流域全体の土地利用・環境管理を徹底するとともに、砂防堰堤や河川改修などのハード整備を進め、関連機関と連携して流域全体としての安全性能を高めていきます。また住民一人一人が高い防災意識を持ち、みんなで支え合い、誰もが安心して住み続けられるまちを目指します。

また、今回の災害の教訓を生かし、備蓄や災害時の情報通信機能をはじめとした防災機能の強化などの地区の防災力を向上させ、危機管理体制を構築・強化するとともに、安全・安心が当たり前にある暮らしを実現します。

さらに、今回の避難行動を検証し、自助・共助・公助による助け合いの仕組みや早期避難を促す体制づくり・システムづくりに取り組むとともに、災害に備え、命を守る生活道路の整備や避難所・避難路の整備など、地区単位の防災対策を万全なものとしていきます。

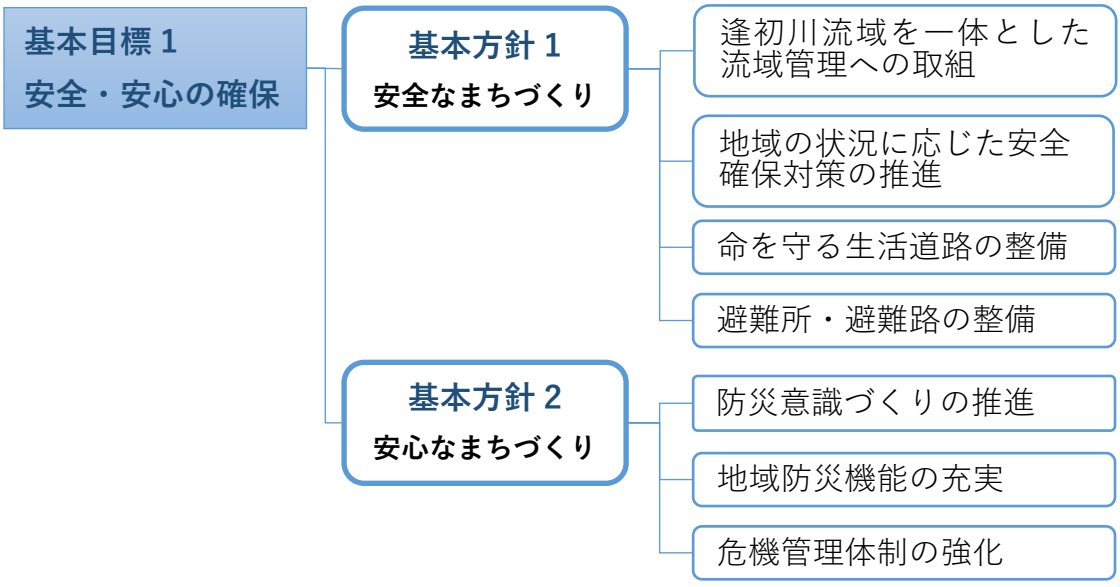

2．「速やかな生活再建」に向けた取組の方向性

これまで、被災住宅の解体や瓦礫の撤去など、被災者の生活を支援するための取組を進めてきました。生活再建を的確に進めるためには、様々に個別の条件を持つ被災者それぞれに寄り添い、将来の生活の姿の見通しを可能とする時間提示が必要です。また、地域コミュニティの再生を前提とした被災者の生活環境を早期に復旧させることも必要です。

一日も早く被災前の日常生活を取り戻せるよう、応急仮設住宅等の確保・整備と生活支援を継続するとともに、警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の新規整備等を通じて、避難生活等を送る被災者が、安全・安心で落ち着いた日常生活を送れる環境づくりに取り組みます。

また、生活支援、事業者支援を行うとともに、被災者への福祉サービスや見守り等による心のケアを行います。

伊豆山地区からの移動手段としての地域交通の確保や、進行する高齢化に対応した医療・介護・福祉の連携強化、乳幼児を抱える世帯への支援や通学環境整備などの子育て環境の整備など、安心して暮らせる生活環境づくりに取り組みます。

上記を進めるため、被災者意向を踏まえ、町内会や近隣関係などの地域コミュニティの再生を進めます。

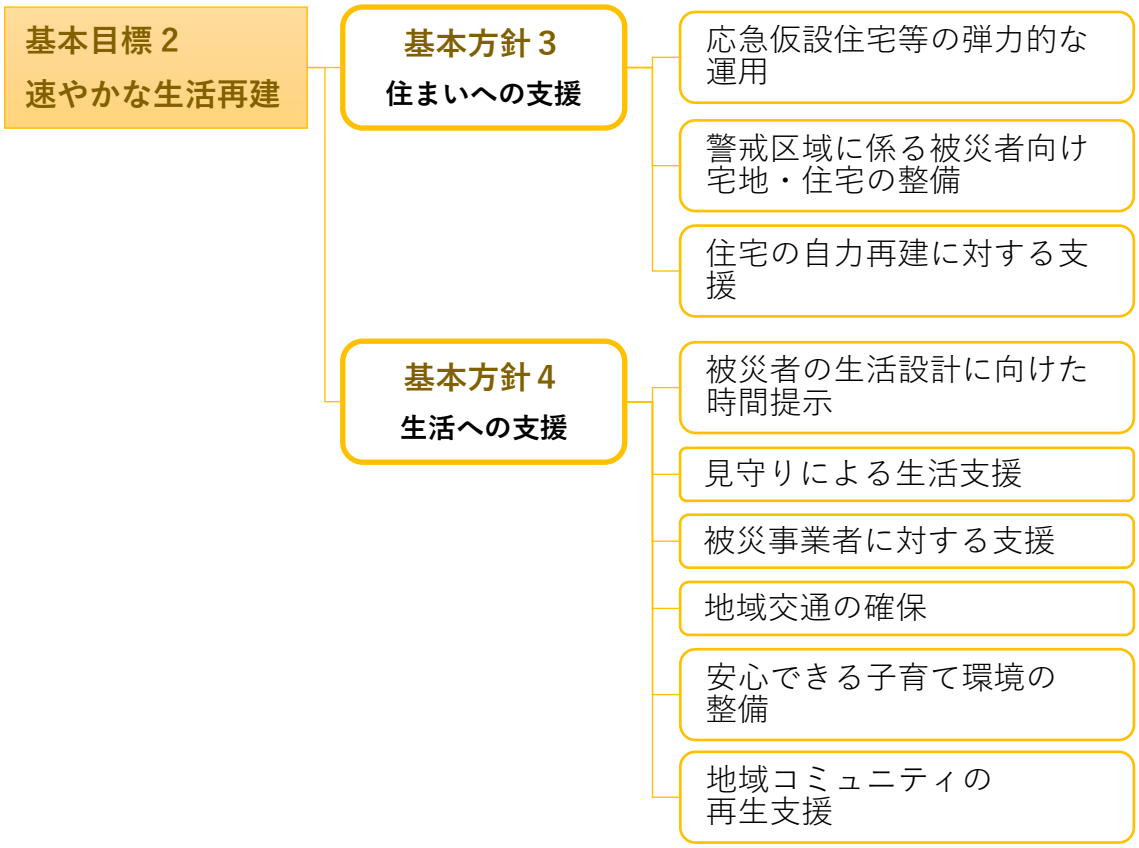

3．「創造的復興」に向けた取組の方向性

日常に輝きを取り戻すためには、まちを被災前の姿に復旧するだけでなく、被災区域内の土地・建物の再整備や住民・関係団体による復興の取組を含めた地域社会の持続可能性につながる創造的な復興が必要です。

当地域は伊豆地域の中で最も歴史のある温泉場の一つです。また、それと結びついた鎌倉時代から関八州に広がる伊豆山信仰を核とする文化や、神域の森を擁する地区でもあります。伊豆山の歴史・文化や森林をはじめとした豊かな自然環境・地域資源を最大限に活用した復旧・復興とし、伊豆山地区の活性化と多様な人材との協働による復旧・復興を行います。

地区を流れる逢初川は、伊豆山神社参道と一対となった、流域の歴史・文化環境の中心となる軸です。また、住宅地との距離が近く、暮らしの中にある河川であり、加えて、流域に温泉やホテル等も多いことから、観光地の河川でもあります。こうした地域の環境、暮らしや観光地ということを踏まえ、特に景観に配慮した整備が重要です。

復興を通じた全国各地との交流やつながりを、地域再生の取組の中で活用するとともに、歴史を継承する地域文化の形成を図ります。

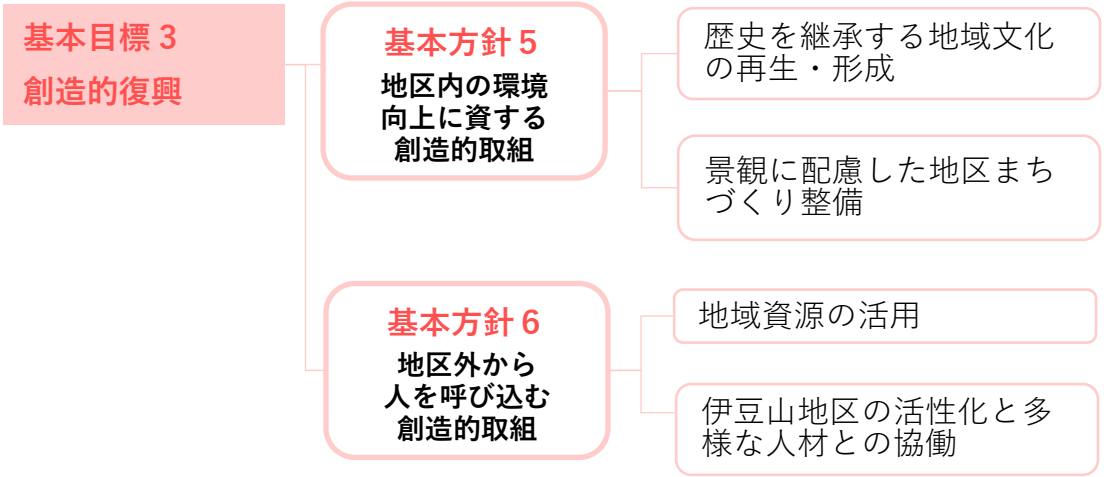

表　施策体系

基本目標	基本方針	主要な施策
安全・安心の確保	安全なまちづくり	逢初川流域を一体とした流域管理への取組
		地域の状況に応じた安全確保対策の推進
		命を守る生活道路の整備
		避難所・避難路の整備
	安心なまちづくり	防災意識づくりの推進
		地域防災機能の充実
		危機管理体制の強化
速やかな生活再建	住まいへの支援	応急仮設住宅等の弾力的な運用
		警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の整備
		住宅の自力再建に対する支援
	生活への支援	被災者の生活設計に向けた時間提示
		見守りによる生活支援
		被災事業者に対する支援
		地域交通の確保
		安心できる子育て環境の整備
		地域コミュニティの再生支援
創造的復興	地区内の 環境向上に資する創造的取組	歴史を継承する地域文化の再生・形成
		景観に配慮した地区まちづくり整備
	地区外から 人を呼び込む創造的取組	地域資源の活用
		伊豆山地区の活性化と多様な人材との協働

1.「安全・安心の確保」に向けた取組

基本方針１　安全なまちづくり

主要な施策１　逢初川流域を一体とした流域管理への取組
主要な施策２　地域の状況に応じた安全確保対策の推進
主要な施策３　命を守る生活道路の整備
主要な施策４　避難所・避難路の整備

主要な施策１：逢初川流域を一体とした流域管理への取組

逢初川流域は 7 割以上が森林となっています。上流部の周辺で違法な盛土が繰り返され、また、メガソーラーの開発が進んでいます。今回発生した土石流に対処する安全確保、将来にわたる治水を含む安全確保、さらには自然環境の保全、中下流域のまちづくりに対処するため、適切な土地利用・環境保全の法制度の適用及び適切な運用が不可欠です。このため「逢初川流域管理計画」を策定します。

これにとりわけ、新たに公布された「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、国・静岡県の支援と協力を得て、関連する条例・要綱を含め、当地区への適切な適用を進めます。またこれをベースとして、流域の総合的な治水管理、自然環境の保全を進めます。

主要な施策２：地域の状況に応じた安全確保対策の推進

被災した河川の復旧や改修、道路の路肩やのり面の復旧･補強など、二次災害の防止に向けた取組を、静岡県と連携して早期に実施します。

砂防堰堤については、二次災害の防止、地域の方々の生活再建の支援のため、速やかな復旧に向け、無人化施工等の高度な技術を用いて、国土交通省の直轄施工により緊急的な砂防工事を実施しています。今後の降雨による土砂災害を防ぐため、既設砂防堰堤の除石、仮設ブロック堰堤の整備が完了し、令和 4 年度中をめどに砂防堰堤が新設されます。

逢初川については、静岡県が被災した護岸を早急に復旧するとともに、新たな災害を防止するため、水の流れをスムーズにし大雨にも耐えられるよう狭い箇所の川幅を広げる河川改修事業を速やかに実施していきます。被災地の中核となる逢初川沿いの道路については、河川改修事業にあわせて効率的に整備していきます。

これらのハード整備と避難時の情報提供等のソフト整備を推進し、国・静岡県と連携した総合的な防災対策を講じることで、二度と同様の災害が起こらないよう努めます。

主要な施策３：命を守る生活道路の整備

被災した生活道路の復旧・整備をします。

この計画における生活道路は、地区内を縦断する骨格的な道路としての主要生活道路や地区内外を結ぶ連絡道路、歩行者のみが通行する歩行者専用道とします。

さらに、豪雨や地震による災害時の迂回路の確保や円滑な災害復旧に向けて、国・県・市道の整備、維持修繕による機能強化を推進します。

伊豆湘南道路の建設や国道 135 号の防災対策等の整備、適切な維持管理に加え、市道伊豆山神社線の整備を推進します。

また、宅地整備に配慮して、上下水道や電力、ガスなどのライフラインの整備を各事業者と連携、協力しながら推進します。

主要な施策４：避難所・避難路の整備

災害時の避難場所として指定している伊豆山小学校に加えて、地域内の公民館や集会所等を一時避難場所として活用できるよう、流域全体で防災機能の充実を推進するとともに、新たな防災拠点の整備についての検討を行います。

また、発災時に、災害ボランティアセンターを運営するために優先して使用できる会議室や、市役所敷地内にボランティアを受け入れるための受付場所、ボランティアが利用する駐車場、ボランティア活動に使用する資機材の倉庫を整備します。

さらに、消防車等の緊急車両の進入が困難な区域の解消、交通事故防止等の安全面への配慮、狭あい道路の整備・改良を推進します。また、伊豆山小学校の通学路について、平時は児童が安全に通学できること、発災時は避難路として誰もが安全に避難できるよう交通安全対策と同時に災害安全性の向上を推進します。

基本方針２　安心なまちづくり

主要な施策１　防災意識づくりの推進
主要な施策２　地域防災機能の充実
主要な施策３　危機管理体制の強化

主要な施策１：防災意識づくりの推進

まずは宅地造成や盛土事業に関連する事業者における安全確保やコンプライアンスの意識啓発を、業界の協力を得て推進します。また、行政においても、地域の危機管理についての反省を踏まえ、静岡県と連携して、改めての意識向上を図ります。

また、災害対応は、地域コミュニティの力を生かすことも期待されています。

地域住民とのワークショップなどにより、平時から、地震・津波・風水害・土砂災害において、身の回りに「どのような災害リスクがあるのか」また、「どのタイミングで」、「どこへ避難するか」などを整理し、いざという場合の避難行動の明確化を図ることを目的とする「わたしの避難計画」の作成・普及事業を町内会、自主防災会と協力しながら推進していきます。

さらにこれらと関連する地域防災計画の見直しを進めます。

主要な施策２：地域防災機能の充実

今回の災害では、地域に密着した、消防団員により避難誘導が行われるとともに、不眠不休の捜索活動は、地域住民の支えとなりました。

消防団は、地域防災力の要であり、地域に欠かすことができない存在であることから、消防団員の活動拠点となる、消防団第四分団詰所や消防ポンプ自動車、消火栓などの消防施設・設備の機能回復を図るとともに、地域防災力・消防力強化に努めます。

またこれに関連し、町内会を母体とする自主防災会の活動の支援・充実を図ります。

自主防災会の活動や災害対応能力の向上を図るため、関係機関と連携した訓練などに取り組みます。

主要な施策 3：危機管理体制の強化

危機管理体制の強化については、ハザードマップの提供等、平常時における災害危険性の把握と地域住民や自主防災会への周知が不可欠です。

また、昨今の異常気象や激甚災害が多発する状況に対処するため、災害要因別の防災対策を地域防災計画の見直し等により推進します。

さらにそれに基づき、災害情報の提供について、その判断基準や適切な伝達体制を整えます。それにあわせて、住民にとって必要な情報が手に入るよう、緊急速報メールの配信をはじめ、同報無線やメールマガジン、ツイッターなど多くの媒体を利用した情報伝達を図ります。

２．「速やかな生活再建」に向けた取組

基本方針３　住まいへの支援

主要な施策１　応急仮設住宅等の弾力的な運用
主要な施策２　警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の整備
主要な施策３　住宅の自力再建に対する支援

主要な施策１：応急仮設住宅等の弾力的な運用

応急仮設住宅等については、復旧・復興の進捗や被災者の状況に合わせて、弾力的に運用していきます。また、生活再建を目指す被災者に対しては、生活再建や転居の費用等について様々な相談ができる体制の整備や、その支援の内容について検討し、明らかにしていきます。

主要な施策２：警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の整備

現在、災害対策基本法第 63 条の警戒区域に指定されている被災区域を中心として、住宅地としての機能を回復するため道路等の基盤整備と宅地・住宅の一体的整備を推進します。

自力での住宅再建が困難な被災者の住まいを確保するため、被災者の意向や被災前の地域コミュニティの維持にも配慮しながら、被災者向け住宅等を整備、それへの入居という形での帰還を実現します。この際、従来の自己所有の住宅の扱いなどについての支援方策を明らかにしていきます。

主要な施策３：住宅の自力再建に対する支援

自力での住宅再建を希望する方の住まいを確保するため、道路など基盤整備とあわせ、安全な住宅地の造成を行います。また、自力再建希望者が自己の住宅を再建する際に必要な技術的支援や公的な資金援助などの仕組みについて検討し、明らかにしていきます。

さらに、道路整備にあわせ、生活していくために必要な上下水道や電力、ガスなどのライフラインの整備を、各事業者とも連携・協力しながら推進します。

基本方針 4　生活への支援

主要な施策 1：被災者の生活設計に向けた時間提示

主要な施策 2：見守りによる生活支援

主要な施策 3：被災事業者に対する支援

主要な施策 4：地域交通の確保

主要な施策 5：安心できる子育て環境の整備

主要な施策 6：地域コミュニティの再生支援

主要な施策 1：被災者の生活設計に向けた時間提示

現在、応急仮設住宅等で生活されている被災者が各自の将来の生活の姿を描くためには、復興まちづくりの時間的条件が提示される必要があります。東日本大震災を含め、近年の大規模災害においても、当初提示された時間的条件がそのまま実行されなかった場合もありますが、目標としての時間提示は重要と考えています。

このため、まず工事の安全が確保され、基盤整備事業などが開始できる時期、そして基盤整備事業が概ね完成する時期、そしてこの間に各自の住宅等の建設工事が開始できる時期などの目標時間を提示していきます。

主要な施策 2：見守りによる生活支援

応急仮設住宅等やその他避難先へ避難している被災者に対して、被災前と大きく異なった環境に置かれる中で、安心した日常生活を営むことができるよう、熱海市伊豆山ささえ逢いセンターの生活支援相談員等により、見守り相談や、関係機関へのつなぎ等の支援を引き続き行います。

特に、一人暮らしの高齢者や障がいのある方、心のケアが必要な世帯については、町内会や民生委員・児童委員、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等と連携し、見守り体制の充実や健康維持の支援に取り組みます。

主要な施策 3：被災事業者に対する支援

今回の災害では、店舗や事業所等も大きな被害を受け、事業者の事業活動の継続に大きな影響を与えました。

このことから、災害の直接的な被害を受けて、事業環境が激変した被災事業者の事業活動の継続・再建に向けた支援を行うとともに、経営の安定化に向けた相談体制を整えるなど、地域の産業振興を図ります。

主要な施策 4：地域交通の確保

地域の方々の意向や外出行動に配慮し、交通事業者とも協議･調整しながら、通勤・通学、通院等をはじめ、日常生活における移動手段を確保します。

道路等の復旧状況を踏まえ、公共交通について、拠点間、拠点と住宅地間等の連携を図るために、総合的な体系の見直しを推進します。特に「生活を支える拠点」と住宅地を結ぶ公共交通ネットワークの再構築を図ります。

主要な施策 5：安心できる子育て環境の整備

災害により生活環境が一変した被災者に対して、生活再建への不安の解消や健康の維持、心のケアなどの支援を実施します。また、静岡県相談員に加え、教育委員会との連携によるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣により、子どもと保護者の心のケア、関係機関と連携し、その置かれている環境の改善を図ります。

災害によって大切な家族や知人を亡くしたり、家や財産を失った悲しみや心の傷は簡単に回復できるものではありません。生活支援相談員や市の保健師が継続的に相談支援を行います。また、必要に応じ、静岡県精神保健福祉センターや熱海健康福祉センターと連携し、被災者の心のケアを行います。

また、伊豆山小学校までの経路が危険との意見を踏まえて、安全な通学路を整備するとともに、コミュニティ再生により地域で子どもたちを見守り・育てる、安心できる子育て環境を整備します。

主要な施策 6：地域コミュニティの再生支援

市街地整備事業などの新たなまちづくりにおいては、従前からの住まいが変わったり、これまでに形成されてきた隣近所のコミュニティや人間関係が変化することも想定されます。

生活再建や安心して生活をしていくためには、これらの地域コミュニティを再生することが求められており、これまでの隣近所のつながりを維持できる仕組みや従前の生活環境が継承されることが重要です。

そのため、町内会等のコミュニティ活動の支援、活動拠点確保への支援など地域コミュニティの再生を促進します。また、住宅・宅地の整備が行われる中、従来の近隣関係の維持や新規住民の受け入れ等にも配慮する必要があります。さらに、祭り等の非日常的な活動への支援も行いながら、地域の一体化を高め、コミュニティの活性化を推進します。

3.「創造的復興」に向けた取組

基本方針５　地区内の環境向上に資する創造的取組

主要な施策１：　歴史を継承する地域文化の再生・形成

主要な施策２：　景観に配慮した地区まちづくり整備

主要な施策１：歴史を継承する地域文化の再生・形成

小中学校の教育現場等での体験学習に向けた検討や地域に関する学習資料の作成、生涯学習としての取組を通じて、地域で行われている祭りや歴史・文化の継承を支援するとともに、伊豆山の持つ歴史・文化等の魅力を最大限に活かし、積極的な情報発信、イベントの開催、他地域との連携を通じた地域おこしを促進します。

また、災害の記憶を通じて得られる教訓を次世代に受け継いでいくことは、今後、災害被害を軽減する上で極めて重要です。今回の災害の経験を次世代に引き継ぐためにも、地域が必要とする形で、まちの記憶としての保全・活用を検討します。

主要な施策２：景観に配慮した地区まちづくり整備

伊豆山地区は伊豆地域でも有数の歴史・文化を有する地区であり、特色ある地形や風景が地域の魅力となってきています。当地区の復興は、早急な対応が求められていますが、魅力に富んだ美しい地域として復興させるため、良好な都市空間形成や景観への配慮が重要です。

砂防堰堤や河川整備における景観･環境への配慮とともに、流域の自然景観の保存、道路や広場、宅地や建築物など市街地景観の継承・創出を進めます。

このため、復旧・復興にかかる各事業において、景観への配慮を求めるとともに、これらの基本方針となる熱海市景観計画の改定を進めます。

基本方針 6　地区外から人を呼び込む創造的取組

主要な施策 1：地域資源の活用

主要な施策 2：伊豆山地区の活性化と多様な人材との協働

主要な施策 1：地域資源の活用

伊豆山の自然と調和した集落の形成が望まれる一方で、地区外から人を呼び込む取組も求められます。地区の地域資源である温泉の活用とともに、伊豆山神社・逢初橋等の歴史・文化資源、伊豆山子恋の森公園等の自然資源の観光への活用を推進します。

また、地域の観光資源とホテル・旅館等の観光施設が連携し、まちの魅力を生かした観光地の形成を推進します。また、地区周辺にある走り湯・浜浴場・足湯等の磨き上げを行うとともに、さらなる観光資源の掘り起こしを行い、まちの魅力を広く情報発信し、観光への活用を促進します。

主要な施策 2：伊豆山地区の活性化と多様な人材との協働

復旧工事・行方不明者捜索・臨時的立入事業・ボランティア活動等の関係者用駐車場として使用している猪洞市営住宅跡地等の公有地は、被災箇所に近く、道路にも面しており、地区内外の人や物、情報が集まる拠点機能をはじめとした様々な利用方法が想定されるため、公有地の有効活用に向けた整備を検討します。

住民同士や、避難者等と地域がつながり、交流できる場を提供します。

ふるさと納税による支援金等を、復旧・復興、被災者の生活再建に向けた支援に活用します。また、国や大学などとの連携により、地域外から人材やノウハウ等を取り込むとともに、学生や高校生等の若い力を活かしながら、地域コミュニティの活性化に向けた取組を展開します。

4．施策実施スケジュール

災害から住民の生命や大切な財産を守り、二度と同じ被害を繰り返さない安全なまちづくりを迅速かつ着実に進める必要があります。事業推進期間を短期（3 年）・中期（5 年）・長期（10 年）として設定し、各事業の進捗を伊豆山土石流災害からの復旧・復興に向けたスケジュールとして管理し、推進します。

伊豆山土石流災害からの復旧・復興に向けたスケジュール

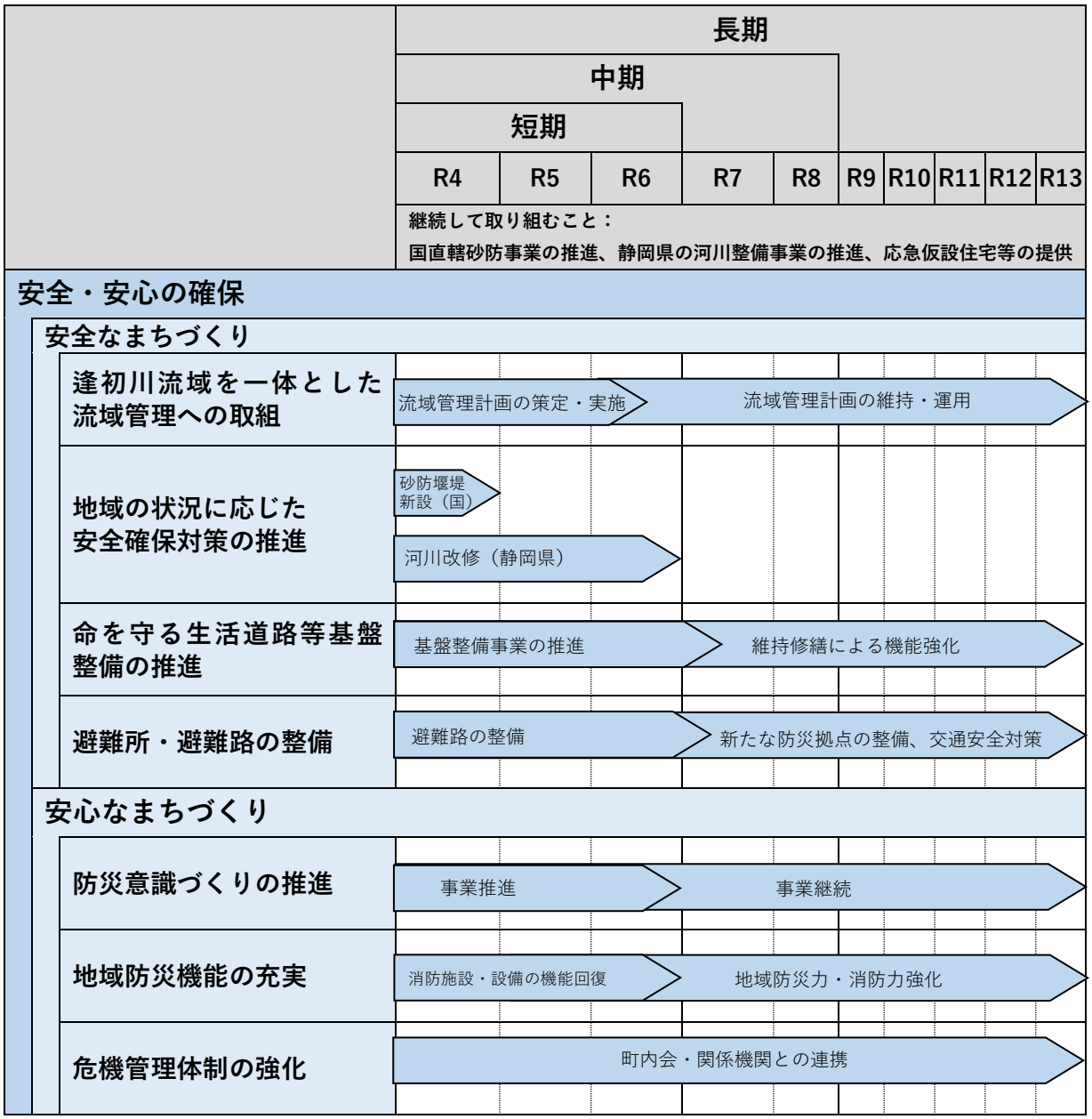

短期
中期
長期
R4
R5
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
速やかな生活再建
住まいへの支援
応急仮設住宅等の弾力的な運用
応急的な住まいへの支援
警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の整備
被災者向け住宅の検討
被災者向け宅地・住宅の整備
住宅の自力再建に対する支援
自力再建の条件提示
住宅等の自力再建
生活への支援
被災者の生活再建に向けた時間提示
事業検討、手続き
基盤整備、住宅地造成
見守りによる生活支援
見守り体制の充実・健康の維持、関係機関調整
被災事業者に対する支援
事業活動の継続・再建に向けた支援、相談体制の整備
地域交通の確保
公共交通の総合的な体系の見直し
公共交通ネットワークの再構築
安心できる子育て環境の整備
心のケアなどの支援、子どもの見守り等の環境整備
地域コミュニティの再生支援
地域コミュニティ再生に向けた仕組みの検討・取組支援
創造的復興
地区内の環境向上に資する創造的取組
歴史を継承する地域文化の再生・形成
まちの魅力の情報発信、災害の記憶の継承
景観に配慮した地区まちづくり整備
景観に配慮した地区まちづくり施設整備等
地区外から人を呼び込む創造的取組
地域資源の活用
地域資源の活用、観光への活用促進
伊豆山地区の活性化と多様な人材との協働
公有地活用や地域コミュニティ活性化の取組

第5章　計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

今回の伊豆山土石流災害からの復興に向けては、行政はもとより、地域、事業者、NPO、各種団体等、復興に関わるすべての人が主体的にまちづくりに参画し、連携・協力できる推進体制を構築し、それぞれの役割に応じた強みが活かせるように、互いに支え合いながら、復興に向けた取組を迅速かつ着実に推進していきます。

（1）庁内における体制構築

伊豆山地区の復興に向けては、熱海市伊豆山復興推進本部により、全庁的な情報共有を図り、「創造的復興」へ向けた取組を効果的かつ迅速に推進します。

（2）国・静岡県及び関係機関等との連携・協力

国および静岡県による河川、橋梁等の復旧・復興事業や逢初川流域を一体とした流域治水に係る対策事業、また被災者の生活再建に係る国や静岡県の支援体制の構築など、関係機関と連携し、情報交換および協議を行い、双方向で協力できる推進体制を構築します。

（3）地域との連携・協力

計画策定で対話を重ねた各種団体や計画の推進を支える関係団体等において、情報提供を行うなど、地域との連携・協力のもと、復興に向けた取組を推進します。

（4）適時、的確な情報提供

復興計画、復興まちづくりの進捗や関連機関による支援、また広域からの応援団形成など、復興に関わる必要な情報を適時、的確な方法で発信できる体制を構築します。

2. 計画の進捗管理

復興に向けた取組を着実に推進し、地域の将来像を実現するため、毎年度、計画の進捗状況を点検･評価するとともに、必要に応じて、地域懇談会などの地域の組織と意見交換を行いつつ、施策の追加･修正や計画の見直しを実施する「PDCA サイクル」に基づいた進捗管理を行います。

また、主要な事業については、スケジュールを作成し、担当部署による定期的な進捗の管理を行いながら、全庁的に達成状況を把握するとともに、市民の皆様に向けて情報発信を行います。

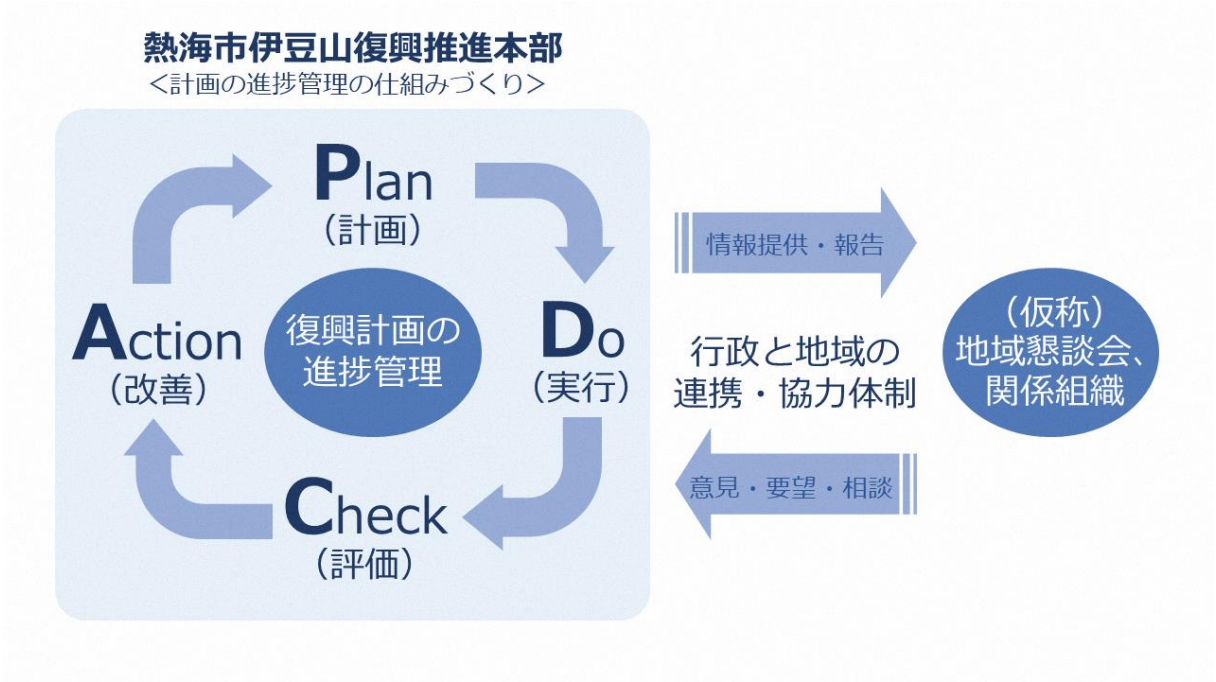

熱　　海　　市
伊豆山復興推進本部
経営企画部企画財政課復興推進室

令和４年６月（初版）